

○美郷町結婚新生活支援事業実施要綱

令和3年3月16日告示第24号

改正

令和4年3月15日告示第34号

令和5年3月24日告示第35号

令和6年3月14日告示第33号

美郷町結婚新生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、少子化対策の推進並びに若者の定住促進を図るため、新婚世帯に対し住宅の取得、住宅のリフォーム、住宅の賃借又は引越しに係る費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 令和5年度に美郷町結婚新生活支援事業実施要綱（令和3年美郷町告示第24号）による助成金（以下「助成金」という。）の交付決定を受けた世帯であって、交付された助成金額が交付上限額に満たなかった世帯をいう。
- (3) 住宅取得費用 婚姻を機に町内で取得した住宅（建物に限る。）の購入費をいう。
- (4) 住宅賃借費用 婚姻を機に町内で賃借した住宅に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用 婚姻を機に行う引越しに要する費用であって、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (6) 住宅リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車

庫に係る工事費用、門、フェンス又は植栽等の外構に係る工事については対象外とする。

(対象世帯)

第3条 助成金の交付対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯又は継続補助世帯とする。

- (1) 婚姻日における夫婦の満年齢がいずれも39歳以下であること。
- (2) 婚姻日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書と同期間の返済額）を控除した額を世帯所得とする。
- (3) 夫婦の双方又は一方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を本町に有し、かつ、町内で取得、リフォーム又は賃借した住宅の住所が住民票の住所と同じであること。
- (4) 助成金の交付を受けた後も本町に5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠を本町に置くこと。
- (5) 夫婦ともに町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦のどちらか一方でも、過去に本助成金の交付（他自治体の実施する結婚新生活支援事業によるものを含む。）を受けたことがないこと。

(対象期間)

第4条 助成金の交付対象となる費用の対象期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅の取得、リフォーム又は賃借の場合は、その契約が令和7年3月31日までの間に締結されたものであること。
- (2) 引越しの場合は、令和7年3月31日までの間に行われたものであること。
- (3) 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用又は引越費用が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払われ

たものであること。

- (4) 婚姻日より前に取得した住宅又は実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得又はリフォームを実施したものであること。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、第3条に定める対象世帯が現に負担した住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用又は引越費用を合わせた額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の額は、別表のとおりとする。

3 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を控除した額とする。

4 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象とされている場合は、当該支援の額を助成額から控除する。

5 秋田県が実施するあきた安全安心住まい推進事業関係補助金（以下、「秋田県リフォーム補助金」という。）の交付を受けている場合、助成金の交付額は、秋田県リフォーム補助金の交付額と本助成金の交付額の合計が秋田県リフォーム補助金の対象経費の額を超えないものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、美郷町結婚新生活支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 夫婦の婚姻日を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）

(2) 住民票の写し（夫婦分）

(3) 所得証明書（夫婦分）

(4) 住宅の売買契約書、工事請負契約書、工事請負請書又は賃貸借契約書の写し

(5) 住宅取得費用、住宅リフォーム費用又は住宅賃借費用の支出を証明できる書類

- (6) 引越費用の支出を証明できる書類（対象者のみ）
- (7) 貸与型奨学金の年間返済額を証明できる書類（対象者のみ）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号。対象者のみ。）
- (9) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分証明書（対象者のみ）
- (10) 令和5年度結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書（対象者のみ）
- (11) 秋田県リフォーム補助金の受給金額を確認できる書類（対象者のみ）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、美郷町結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の決定を受けた者は（以下「交付決定者」という。）、美郷町結婚新生活支援事業助成金請求書（様式第4号）を町長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

（調査等）

第9条 町長は、助成金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、又は関係者に対して質問することができる。

（助成金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し、交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付対象となった夫婦双方が、次項に定めるやむを得ない事由がある場合を除き、助成金の交付決定日から5年以内に町外に住民登録したとき。

(3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 前項第2号に定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

(1) 夫婦が離婚し、いずれか一方が町外に住民登録した場合

(2) 交付決定者又はその配偶者が就労先の都合により単身で赴任する  
必要が生じ、町外に住民登録した場合

(3) 交付決定者とその配偶者が死別し、又は双方とも死亡した場合

(4) 本助成金の交付対象となった住宅が、自然災害又は火災により  
居住できなくなった場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定を除き、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

#### 附 則 (令和4年3月15日告示第34号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、告示の日から施行する。

#### 附 則 (令和5年3月24日告示第35号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和6年3月14日告示第33号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表 (第5条関係)

世帯区分	婚姻日における満年齢	交付上限額
新婚世帯	夫婦ともに29歳以下	60万円
	夫婦ともに39歳以下	30万円

継続補助世帯	夫婦ともに29歳以下	60万円から前年度の助成金交付済額を差し引いて得られる額
	夫婦ともに39歳以下	30万円から前年度の助成金交付済額を差し引いて得られる額

様式第 1 号 (第 6 条関係)

美郷町結婚新生活支援事業助成金交付申請書

年 月 日

美郷町長 様

申請者

住 所  
氏 名  
電話番号

美郷町結婚新生活支援事業助成金の交付を受けたいので、美郷町結婚新生活支援事業実施要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 新婚世帯について

申請者	氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日	満年齢 (婚姻時)	歳
配偶者	氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日	満年齢 (婚姻時)	歳

婚 姻 年 月 日	年 月 日	
新居への住民登録年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日
前年度の結婚新生活支援事業助成金	<input type="checkbox"/> 交付を受けた 交付額： 円	
	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない	
あきた安全安心住まい推進事業関係補助金	対象経費額： 円	
	<input type="checkbox"/> 交付を受けた 交 付 額： 円	
	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない	

所 得 額	① 夫の所得額	円
	② 妻の所得額	円
	③ 貸与型奨学金の返済額	円 ※返済がある場合のみ
	合計所得額	円 (① + ② - ③)

2 助成金申請額について

対象費用内訳	住居費 (購入・新築・ リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額	円	
		支払済額	円	(A)
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
		家 賃	①家賃(月額)	円
			②住宅手当(月額)	円
		※駐車場の賃貸料が 含まれる場合、除く	③支払済月数	ヵ月 ( 年 月 ~ 年 月)
			(① - ②) × ③ =	
		敷 金	円	
		礼 金	円	
		共 益 費	円	
		仲介手数料	円	
	支払済額	円	(B)	
	引越費用	引越年月日	年 月 日	
		支払済額	円	(C)
対象費用合計 (A) + (B) + (C)		円	(D)	

令和5年度結婚新生活 支援助成金受給額		円	(E)
結婚新生活支援事業 適用交付上限額	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻時の満年齢が29歳以下	: 600,000 円	(F)
	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻時の満年齢が39歳以下	: 300,000 円	
	<input type="checkbox"/> 継続補助世帯 [該当する上限額 - (E)]	: 円	
あきた安全安心住まい 推進事業関係補助金	対象経費額	円	(G)
	受給額	円	(H)
	(G) - (H)	円	(I)
交付上限額	<input type="checkbox"/> あきた安全安心住まい推進事業関係補助金の 交付を受けていないまたは(I)が(F)以上の 額の場合、(F)の額	円	(J)
	<input 113="" 774="" 833"="" 863="" data-label="Table" type="checkbox/&gt;(I)の額が(F)未満の場合、(F)-(H)で得られる&lt;br/&gt;額&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;/table&gt; &lt;/div&gt; &lt;div data-bbox="/> <table border="1"> <tr> <td>助成金申請額 ※(D)と(J)を比較し低い額を記載 ※1,000円未満の端数切り捨て</td> <td>円</td> </tr> </table>		
助成金申請額 ※(D)と(J)を比較し低い額を記載 ※1,000円未満の端数切り捨て	円		



3 確認及び同意について ※該当する項目の□にチェックしてください。

申請者	<input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく助成を受けていません。または、令和5年度に助成を受けましたが、助成上限額に達していません。 <input type="checkbox"/> 私は、この助成金申請の事務処理に必要な範囲において、町税及び使用料の納付状況について調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、夫婦双方が本助成金の交付決定日から5年以内に町外に転出した場合、交付された助成金の返還義務が生じることについて理解しました。 <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>
配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく助成を受けていません。または、令和5年度に助成を受けましたが、助成上限額に達していません。 <input type="checkbox"/> 私は、この助成金申請の事務処理に必要な範囲において、町税及び使用料の納付状況について調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、夫婦双方が本助成金の交付決定日から5年以内に町外に転出した場合、交付された助成金の返還義務が生じることについて理解しました。 <p style="text-align: center;">配偶者氏名</p>
添付書類	<input type="checkbox"/> (1)婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> (2)夫婦の住民票の写し <input type="checkbox"/> (3)夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> (4)住宅の売買契約書、工事請負契約書、工事契約請書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> (5)住宅取得費用又は住宅賃借費用の支出を証明できる書類 <input type="checkbox"/> (6)住宅手当支給証明書（賃貸の場合。様式第2号） <input type="checkbox"/> (7)引越費用の支出を証明できる書類 <input type="checkbox"/> (8)貸与型奨学金の年間返済額を証明できる書類 <input type="checkbox"/> (9)地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分証明書 <input type="checkbox"/> (10)令和5年度結婚新生活支援事業助成金交付決定通知 <input type="checkbox"/> (11)秋田県リフォーム補助金の受給金額を確認できる書類

様式第2号（第6条関係）

住宅手当支給証明書

年 月 日

美郷町長 様

証明者 所在地  
名 称  
代表者職氏名

㊟

次の対象者の住宅手当について、次のとおり証明します。

1 対象者  
住 所  
氏 名

2 住宅手当支給状況  
(1) 支給している

(	年 月から	住宅手当月額	円
	<変更があった場合>		
	年 月から	住宅手当月額	円

(2) 支給していない

(3) 住宅手当の支給制度がない

<注意事項>

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等のことです。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)～(3)のいずれかに○をつけてください。  
また、住宅手当支給額がある場合は、手当の月額を記入してください。
- 3 証明者の印には、代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

美郷町長

美郷町結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美郷町結婚新生活支援事業助成金について、美郷町結婚新生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 ￥  
\_\_\_\_\_

【留意事項】

- 1 要綱第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取消し、交付した助成金を返還していただく場合があります。
- 2 本通知到着後、速やかに美郷町結婚新生活支援事業助成金請求書（様式第4号）を提出してください。

様式第4号（第8条関係）

美郷町結婚新生活支援事業助成金請求書

一金 \_\_\_\_\_ 円也

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のあった  
美郷町結婚新生活支援事業助成金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者 住 所 美郷町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

美郷町長 様

※振込先（請求者の口座）

金融機関名	_____ 銀行・農協・信用金庫 _____	支店 _____
口座番号	_____ 普・当 _____	
ふりがな 口座名義	_____	

※金融機関・口座番号・口座名義の確認のため、通帳の写し（1枚開いた部分）  
を必ず添付してください。